

20 e-Govからの電子申請の方法

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請は、e-Gov（イーガブ）から行うことができます。

e-Gov 電子申請

トップ 電子申請について 利用準備 手続検索 ヘルプ e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン e-Govを初めてお使いの方へ

●e-Govを初めて使用される方は「利用準備」ボタンをクリックして各種環境設定を行ってください。

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

厚生労働省

電子申請利用マニュアルの紹介

●電子申請とは

労働保険の年度更新手続は、以下の手順で実施します。

①e-Gov電子申請利用マニュアルの紹介

②e-Gov電子申請の操作手順

③e-Gov電子申請の操作手順

厚生労働省

労働保険年度更新
電子申請操作マニュアル

- 労働保険の年度更新手続につきましては、厚生労働省ホームページ内e-Gov電子申請利用マニュアルの紹介<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/tetuzuki/e-gov/>に詳細な手順を記載しておりますのでご参照ください。

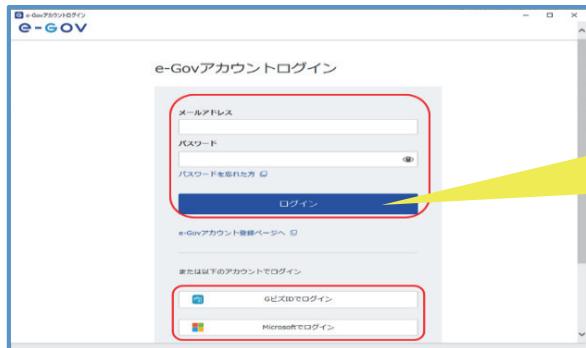
- マニュアルには電子申請をする際の一連の操作方法について記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。
- 年度更新申告書の入力内容等については、「労働保険 年度更新 申告書の書き方」を参照するか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。
- e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」(電話番号 050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

受付時間 4月・6月・7月 平日9時から19時まで(土日・祝日は17時まで)

5月・8月から3月 平日9時から17時まで(土日・祝日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)

審査状況の確認

電子申請にて申請いただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。



- 審査状況をご確認いただくにあたって、e-Govアカウントログイン画面からログインしてください。



- 「申請案件一覧」をクリックしてください。



- 審査状況を確認したい申請案件の到達番号をクリックしてください。



- 「ステータス」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

「申請案件一覧」画面にて該当する到達番号をクリック後、「申請案件状況」画面の「納付情報」から電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。

The left screenshot shows the 'Payment Method Selection' screen. It has two radio button options: 'Electronic Payment' (selected) and 'Non-electronic Payment'. Below the radio buttons is a required field for 'Recipient Name' containing 'ロウドウ タロウ'. A note at the bottom says 'Please enter in full-width katakana.' The right screenshot shows the 'Payment Status' screen with a list of 3 messages. The third message is selected, showing detailed information: 'Recipient Name: ロウドウ タロウ', 'Payment Date: 2023年7月10日', 'Bank: Pay-easy', and 'Payment Method: Electronic Payment' (highlighted with a red box). There is also a QR code.

- 申請案件状況画面を下にスクロールして、「納付情報」をご覧ください。
- 電子納付を行うにあたって必要な「納付番号」「収納機関番号」等が表示されていますのでご確認ください。
- 「電子納付」ボタンをクリックすると、各金融機関のインターネットバンキング検索画面に遷移します。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Govからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合(上の図の場合)

申請データの送信後、「申請案件状況」画面の「納付情報」にある「電子納付」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。
遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、ご利用の金融機関等のウェブページからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの「申請案件状況」画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「申請案件状況」画面をあらかじめ印刷しておくと便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの「申請案件状況」画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「申請案件状況」画面をあらかじめ印刷しておくと便利です。

注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応している必要があります。
(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ<https://www.pay-easy.jp/where/>を参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご留意ください。
- 口座振替をご利用いただいている場合は、「電子納付以外」を選択してください。
- 「電子納付」を選択した場合でも、納付書または納付書の電子納付番号を用いて納付することができますが、e-Govに納付情報は連携されないため、納付に関するご案内のメールが配信される場合があります。二重納付にご注意ください。
- 「電子納付以外」を選んだ場合でも、納付書に記載された電子納付番号を使って電子納付することができます。ただし、e-Govに納付情報は連携されません。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。
詳しくはこちらまで
(<https://www.pay-easy.jp/>)